

平成29年度から業務委託における最低制限価格制度を変更します

1 業務委託契約における最低制限価格制度の見直しについて

本市が発注する業務委託では、業務の適正な履行を確保するため、財政局契約課が入札を行う業務委託契約について、川崎市契約規則第14条の2の規定に基づき、予定価格の3分の2を下らない範囲内で、業種ごとに最低制限価格を設定しています。

この度、業務の品質低下につながるダンピング受注の防止対策を強化するため、次のとおり制度の見直しを行い、平成29年度契約（契約日が平成29年4月1日以降の入札案件）から適用します。

2 制度見直しの概要

次のとおり、財政局契約課で入札執行する下記6業種の業務委託契約（上下水道局発注分を含む）について、最低制限価格を引き上げます。

併せて、財政局契約課以外の部署で入札執行する下記6業種についても、見直し後の基準で新たに最低制限価格の設定を行います。

対 象 業 務	現 行	見直し後
業種「地質調査」、「測量」、「補償コンサルタント」、「建物清掃等」、「屋外清掃」	予定価格に100分の75を乗じて得た額	予定価格に10分の8を乗じて得た額
業種「建設コンサルタント」	予定価格に100分の67を乗じて得た額	予定価格に100分の72を乗じて得た額

※随意契約（見積り合わせを含む）、WTO 政府調達協定の適用を受ける契約及び総合評価落札方式を適用する一般競争入札は、適用対象外となります。

※交通局及び病院局で入札を行う業務委託契約については、別途定めた基準によります。

※「最低制限価格制度」とは

競争入札においては、原則、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としませんが、契約の内容に適合した履行を確保するため、例外として最低の価格で入札した者以外の者を落札者とする制度です。

あらかじめ最低制限価格を設定した契約では、その金額を下回る金額の入札は「無効」となり、「最低制限価格以上、予定価格以下」の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札者としています。